

## 反問権・反論権について

### 1 反問権・反論権とは

#### (1) 反問権

市長をはじめとする執行部（答弁者）が質問者に対して問い返すことができるというもので、(1)質問の趣旨・内容確認、(2)質問の背景・根拠、(3)質問に対する逆質問などが考えられます。

#### (2) 反論権

議員や委員会による条例の提案、議案の修正、決議のほか、質問者に対して、市長をはじめとする執行部が反論を述べるができるというものです。

#### (3) 反問権・反論権の行使

市長などに反問権・反論権を認めているすべての自治体において、議長又は委員長の許可を得た上でその権利を行使しています。

### 2 付与によって期待される効果

質疑並びに一般質問に対する論点・争点が明確になり、議論はこれまでより深まるほか、一層緊張感が高まるものと思われます。

### 3 反問権・反論権の付与及び行使状況について

#### (1) 全国の状況

平成29年10月に全国市議会議長会が取りまとめました「市議会の活動に関する実態調査結果」によると、執行部の反問権を認めている市は814市のうち509市（62.6%）となっています。

また、執行部の反問権を認めている509市のうち150市（29.5%）において、反問権が行使され、その対象並びに会議の種類は次のとおりです。

## ア 執行部の反問権の行使状況（平成28年1月1日～12月31日）

市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	その他
64市 (42.7%)	3市 (2.0%)	5市 (3.3%)	103市 (68.7%)

出典：平成29年10月全国市議会議長会『平成29年度市議会の活動に関する実態調査結果』

## イ 執行部の反問権を行使した会議の種類（平成28年1月1日～12月31日）

本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
132 (88.0%)	55 (36.7%)	2 (1.3%)	1 (0.7%)	2 (1.3%)

出典：平成29年10月全国市議会議長会『平成29年度市議会の活動に関する実態調査結果』

## (2) 県内市議会における反問権・反論権の付与状況

執行部に反問権・反論権を認めている県内市議会の状況は、次のとおりです。

(平成29年11月10日現在の県内32市)

付与状況	市数	構成比 (%)	自治体名
反問権に限り認めている	14	43.7	日立市、 <u>土浦市</u> 、古河市、 <u>石岡市</u> 、 <u>龍ヶ崎市</u> 、常陸太田市、笠間市、 <u>つくば市</u> 、鹿嶋市、 <u>守谷市</u> 、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、小美玉市
反論権に限り認めている	0	0.0	
いずれも認めている	2	6.3	<u>取手市</u> 、筑西市
いずれも認めていない	16	50.0	水戸市、結城市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、 <u>牛久市</u> 、ひたちなか市、潮来市、坂東市、 <u>稲敷市</u> 、 <u>かすみがうら市</u> 、桜川市、神栖市、行方市、 <u>つくばみらい市</u>

※ 県南10市議会は、下線で表示しています。

(3) 県南 10 市議会のうち反問権・反論権を認めている 6 市議会の状況について

ア 執行部の反問権の行使状況（平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日）

	市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	その他
土浦市	0	0	0	0
平成 27 年	0	0	0	0
平成 28 年	0	0	0	0
平成 29 年	0	0	0	0
石岡市	0	0	0	2
平成 27 年	0	0	0	1
平成 28 年	0	0	0	0
平成 29 年	0	0	0	1
龍ヶ崎市	0	0	0	0
平成 27 年	0	0	0	0
平成 28 年	0	0	0	0
平成 29 年	0	0	0	0
取手市	0	0	0	0
(反問)				
平成 27 年	0	0	0	0
平成 28 年	0	0	0	0
平成 29 年	0	0	0	0
(反論)				
平成 27 年	0	0	0	0
平成 28 年	0	0	0	0
平成 29 年	0	0	0	0
つくば市	0	0	0	3
平成 27 年	0	0	0	3
平成 28 年	0	0	0	0
平成 29 年	0	0	0	0
守谷市	0	0	0	4
平成 27 年	0	0	0	2
平成 28 年	0	0	0	1
平成 29 年	0	0	0	1

※ 取手市は、執行部の反論権と反問権を認めています。

※ 調査方法は、各市議会のホームページ上に掲載されている会議録で確認したものです。

イ 反問権を行使した会議の種類（平成27年1月1日～平成29年6月30日）

	本会議	委員会	協議等の場	事実上の 会議	その他
土浦市	0	0	0	0	0
平成27年	0	0	0	0	0
平成28年	0	0	0	0	0
平成29年	0	0	0	0	0
石岡市	2	0	0	0	0
平成27年	1	0	0	0	0
平成28年	0	0	0	0	0
平成29年	1	0	0	0	0
龍ヶ崎市	0	0	0	0	0
平成27年	0	0	0	0	0
平成28年	0	0	0	0	0
平成29年	0	0	0	0	0
取手市	0	0	0	0	0
（反問）					
平成27年	0	0	0	0	0
平成28年	0	0	0	0	0
平成29年	0	0	0	0	0
（反論）					
平成27年	0	0	0	0	0
平成28年	0	0	0	0	0
平成29年	0	0	0	0	0
つくば市	3	0	0	0	0
平成27年	3	0	0	0	0
平成28年	0	0	0	0	0
平成29年	0	0	0	0	0
守谷市	4	0	0	0	0
平成27年	2	0	0	0	0
平成28年	1	0	0	0	0
平成29年	1	0	0	0	0

※ 調査方法は、各市議会のホームページ上に掲載されている会議録で確認したものです。

#### 4 反問権行使の流れについて（例）

議員：[質疑・質問]

市長：議長（市長挙手）

議長：市長（指名）

市長：ただいまの○番□□議員の△△について、趣旨を確認したいため、反問の許可をお願いします。

議長：ただいまの反問については、これを許可します。

市長：○番□□議員の△△については、××ということの趣旨でよろしいですか。

議長：○番□□議員（指名）

議員：ただいまの市長からの反問について、お答えします。△△については、●●ということです。以上で、反問に対する回答といたします。

#### 5 反問権・反論権に関する根拠規定等について

##### (1) 県内市議会のうち反問権・反論権を認めている16市議会の状況について

議会基本条例	会議規則	要綱・申合せ
14市	1市	1市
日立市、 <u>土浦市</u> 、 古河市、 <u>石岡市</u> 、 <u>龍ヶ崎市</u> 、 常陸太田市、 <u>取手市</u> 、 <u>つくば市</u> 、 <u>守谷市</u> 、 常陸大宮市、那珂市、 筑西市、鉾田市、 小美玉市	笠間市	鹿嶋市

※ 県南10市議会は、下線で表示しています。

## (2) 反問権・反論権の根拠に関する規程等について

反問権・反論権の根拠について、議会基本条例や会議規則等による明文化の有無とその条文については、次のとおりです。（本市を除く。）

自治体名	反問 反論	法令等（条文）
水戸市	無 無	水戸市議会基本条例未制定
日立市	有 無	日立市議会基本条例（平成 27 年 4 月 1 日施行） 第 13 条（略） 3 本会議及び委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため議長及び当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとする。 4 前項の反問に関し必要な事項は、別に定める。
土浦市	有 無	土浦市議会基本条例（平成 27 年 5 月 1 日施行） 第 14 条 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
古河市	有 無	古河市議会基本条例（平成 27 年 5 月 1 日施行） 第 11 条（略） 2 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し、その趣旨又は内容を確認するために反問することができる。
石岡市	有 無	石岡市議会基本条例（平成 26 年 4 月 1 日施行） 第 8 条 本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会（以下「委員会」という。）に出席を求められた市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
結城市	無 無	結城市議会基本条例未制定
龍ヶ崎市	有 無	龍ヶ崎市議会基本条例（平成 27 年 9 月 1 日施行） 第 7 条 議長から本会議及び委員会に出席を要請された者は、議員の質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

自治体名	反問 反論	法令等（条文）
下妻市	無 無	下妻市議会基本条例未制定
常総市	無 無	常総市議会基本条例未制定
常陸太田市	有 無	常陸太田市議会基本条例(平成24年10月1日施行) 第10条（略） 2（略） 3 本会議及び委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため議長及び当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとする。
高萩市	無 無	高萩市議会基本条例（平成26年4月1日施行） （反問権・反論権の規定なし）
北茨城市	無 無	北茨城市議会基本条例未制定
笠間市	有 無	笠間市議会基本条例未制定 笠間市議会会議規則 第62条の3 法第121条第1項の規定により議場に出席した者は、質問した議員に対して議長の許可を得て反問することができる。
取手市	有 有	取手市議会基本条例（平成24年1月1日施行） 第7条（略） 3 市長等及び市長等から委任を受けた者は、本会議において、議員の質問に対して反問することができる。 取手市議会会議規則 第63条の3 議長から会議への出席を要求された市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議員の質問に対して反問することができる。
牛久市	無 無	牛久市議会基本条例（平成29年6月20日施行） （反問権・反論権の規定なし）

自治体名	反問 反論	法令等（条文）
つくば市	有 無	つくば市議会基本条例（平成 27 年 4 月 1 日施行） 第 15 条 答弁を行う者は、定例会並びに常任委員会、 議会運営委員会及び特別委員会における質疑及び質 問に対して、論点を明確化し、議論を深める目的で 反問することができる。
ひたちなか市	無 無	ひたちなか市議会基本条例（平成 26 年 4 月 1 日施行） （反問権・反論権の規定なし）
鹿嶋市	有 無	鹿嶋市議会基本条例（平成 25 年 6 月 21 日施行） （基本条例、会議規則等には盛り込まれていないが、反 問に限り認めている。）
潮来市	無 無	潮来市議会基本条例未制定
守谷市	有 無	守谷市議会基本条例（平成 26 年 3 月 1 日施行） 第 16 条 市長等は、議員から質問を受けたときは、 その論点を整理するため、議長の許可を得て、当該 議員に対し、反問することができる。
常陸大宮市	有 無	常陸大宮市議会基本条例（平成 25 年 10 月 1 日施行） 第 8 条 3 本会議及び委員会において、市長等は議長 又は委員長の許可を得て、その論点を整理するため 議員の質問に対して、反問することができる。
那珂市	有 無	那珂市議会基本条例（平成 25 年 10 月 1 日施行） 第 16 条 議会の会議等において、出席している市長 等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に 対して反問することができる。
筑西市	有 有	筑西市議会基本条例（平成 27 年 4 月 1 日施行） 第 15 条 議員に答弁を行う者は、本会議及び委員会 において、論点を明確化し、議論を深める目的で反 問することができる。 2 前項の反問には、単に語句を聞き直す程度のもの のほか、議員の考え方を質したり、対案の提示を求 める等の反論を含むものとする。
坂東市	無 無	坂東市議会基本条例未制定
稲敷市	無 無	稲敷市議会基本条例未制定



自治体名	反問 反論	法令等（条文）
神栖市	無 無	神栖市議会基本条例未制定
行方市	無 無	行方市議会基本条例未制定
桜川市	無 無	桜川市議会基本条例未制定
鉦田市	有 無	鉦田市議会基本条例(平成19年12月21日施行) 第6条(1)～(2)(略) (3) 議長から本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して反問することができる。
つくばみらい市	無 無	つくばみらい市議会基本条例未制定
小美玉市	有 無	小美玉市議会基本条例(平成27年4月1日施行) 第9条(1)(略) (2) 本会議又は委員会において市長等は、議員から質疑、質問を受けたときは、その趣旨、内容の確認及び論点の明確化のため、当該議員に対し、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。